

# 千葉県報

定例  
令和4年8月16日

5 新型コロナウイルス感染症に関すること。  
6 SDGsに関すること。

四 調査の範囲  
県内の特定非営利活動法人

五 調査の期日  
令和4年4月1日現在で行う。

六 調査の方法  
知事が、四の特定非営利活動法人に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。  
結果の公表  
知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第三百七十八号  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、機船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷俊人

## 制限措置の内容

### 1 漁業種類

いわし船びき網漁業

### 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

一隻

### 3 船舶の総トン数

十トン未満

### 4 推進機関の馬力数

定めなし

### 5 操業区域

山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北八号）百三十三度五十分（真方位による。以下同じ。）の線から夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南七十九号の一）百十二度九分の線に至る間の海域

令和4年8月16日（火曜日）

第13761号

主　要　目　次
千葉県NPO法人実態調査の実施
○ 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（二件）
○ 道路区域の変更（三件）
○ 道路の供用開始（四件）
○ 公告
○ 一般競争入札（保留地の処分）の一部実施取りやめ
○ 建築士法に基づく建築士の免許の取消し
○ 特定調達公告
○ 入札公告（二件）
○ 正誤
○ 平成十年十月十六日付け県報号外第五八号中
告示
千葉県告示第三百七十七号 千葉県NPO法人実態調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。
千葉県告示第三百七十七号 千葉県知事 熊谷俊人
令和四年八月十六日

1 調査の名称 千葉県NPO法人実態調査	2 調査の目的 本県の市民活動団体に対する施策を推進していく上で基礎資料とするため、市民活動団体における組織運営や財務状況等の現状及び活動上の課題などを調査することを目的とする。
3 調査事項	
3.1 報告者の属性に関すること。	
3.2 事業及び活動全般の状況に関すること。	
3.3 財務状況に関すること。	
3.4 連携及び協働に関すること。	
3.5 その他の必要な事項。	
3.6 その他の必要な事項。	
3.7 その他の必要な事項。	
3.8 その他の必要な事項。	
3.9 その他の必要な事項。	
3.10 その他の必要な事項。	
3.11 その他の必要な事項。	
3.12 その他の必要な事項。	
3.13 その他の必要な事項。	
3.14 その他の必要な事項。	
3.15 その他の必要な事項。	
3.16 その他の必要な事項。	
3.17 その他の必要な事項。	
3.18 その他の必要な事項。	
3.19 その他の必要な事項。	
3.20 その他の必要な事項。	
3.21 その他の必要な事項。	
3.22 その他の必要な事項。	
3.23 その他の必要な事項。	
3.24 その他の必要な事項。	
3.25 その他の必要な事項。	
3.26 その他の必要な事項。	
3.27 その他の必要な事項。	
3.28 その他の必要な事項。	
3.29 その他の必要な事項。	
3.30 その他の必要な事項。	
3.31 その他の必要な事項。	
3.32 その他の必要な事項。	
3.33 その他の必要な事項。	
3.34 その他の必要な事項。	
3.35 その他の必要な事項。	
3.36 その他の必要な事項。	
3.37 その他の必要な事項。	
3.38 その他の必要な事項。	
3.39 その他の必要な事項。	
3.40 その他の必要な事項。	
3.41 その他の必要な事項。	
3.42 その他の必要な事項。	
3.43 その他の必要な事項。	
3.44 その他の必要な事項。	
3.45 その他の必要な事項。	
3.46 その他の必要な事項。	
3.47 その他の必要な事項。	
3.48 その他の必要な事項。	
3.49 その他の必要な事項。	
3.50 その他の必要な事項。	
3.51 その他の必要な事項。	
3.52 その他の必要な事項。	
3.53 その他の必要な事項。	
3.54 その他の必要な事項。	
3.55 その他の必要な事項。	
3.56 その他の必要な事項。	
3.57 その他の必要な事項。	
3.58 その他の必要な事項。	
3.59 その他の必要な事項。	
3.60 その他の必要な事項。	
3.61 その他の必要な事項。	
3.62 その他の必要な事項。	
3.63 その他の必要な事項。	
3.64 その他の必要な事項。	
3.65 その他の必要な事項。	
3.66 その他の必要な事項。	
3.67 その他の必要な事項。	
3.68 その他の必要な事項。	
3.69 その他の必要な事項。	
3.70 その他の必要な事項。	
3.71 その他の必要な事項。	
3.72 その他の必要な事項。	
3.73 その他の必要な事項。	
3.74 その他の必要な事項。	
3.75 その他の必要な事項。	
3.76 その他の必要な事項。	
3.77 その他の必要な事項。	
3.78 その他の必要な事項。	
3.79 その他の必要な事項。	
3.80 その他の必要な事項。	
3.81 その他の必要な事項。	
3.82 その他の必要な事項。	
3.83 その他の必要な事項。	
3.84 その他の必要な事項。	
3.85 その他の必要な事項。	
3.86 その他の必要な事項。	
3.87 その他の必要な事項。	
3.88 その他の必要な事項。	
3.89 その他の必要な事項。	
3.90 その他の必要な事項。	
3.91 その他の必要な事項。	
3.92 その他の必要な事項。	
3.93 その他の必要な事項。	
3.94 その他の必要な事項。	
3.95 その他の必要な事項。	
3.96 その他の必要な事項。	
3.97 その他の必要な事項。	
3.98 その他の必要な事項。	
3.99 その他の必要な事項。	
3.100 その他の必要な事項。	
3.101 その他の必要な事項。	
3.102 その他の必要な事項。	
3.103 その他の必要な事項。	
3.104 その他の必要な事項。	
3.105 その他の必要な事項。	
3.106 その他の必要な事項。	
3.107 その他の必要な事項。	
3.108 その他の必要な事項。	
3.109 その他の必要な事項。	
3.110 その他の必要な事項。	
3.111 その他の必要な事項。	
3.112 その他の必要な事項。	
3.113 その他の必要な事項。	
3.114 その他の必要な事項。	
3.115 その他の必要な事項。	
3.116 その他の必要な事項。	
3.117 その他の必要な事項。	
3.118 その他の必要な事項。	
3.119 その他の必要な事項。	
3.120 その他の必要な事項。	
3.121 その他の必要な事項。	
3.122 その他の必要な事項。	
3.123 その他の必要な事項。	
3.124 その他の必要な事項。	
3.125 その他の必要な事項。	
3.126 その他の必要な事項。	
3.127 その他の必要な事項。	
3.128 その他の必要な事項。	
3.129 その他の必要な事項。	
3.130 その他の必要な事項。	
3.131 その他の必要な事項。	
3.132 その他の必要な事項。	
3.133 その他の必要な事項。	
3.134 その他の必要な事項。	
3.135 その他の必要な事項。	
3.136 その他の必要な事項。	
3.137 その他の必要な事項。	
3.138 その他の必要な事項。	
3.139 その他の必要な事項。	
3.140 その他の必要な事項。	
3.141 その他の必要な事項。	
3.142 その他の必要な事項。	
3.143 その他の必要な事項。	
3.144 その他の必要な事項。	
3.145 その他の必要な事項。	
3.146 その他の必要な事項。	
3.147 その他の必要な事項。	
3.148 その他の必要な事項。	
3.149 その他の必要な事項。	
3.150 その他の必要な事項。	
3.151 その他の必要な事項。	
3.152 その他の必要な事項。	
3.153 その他の必要な事項。	
3.154 その他の必要な事項。	
3.155 その他の必要な事項。	
3.156 その他の必要な事項。	
3.157 その他の必要な事項。	
3.158 その他の必要な事項。	
3.159 その他の必要な事項。	
3.160 その他の必要な事項。	
3.161 その他の必要な事項。	
3.162 その他の必要な事項。	
3.163 その他の必要な事項。	
3.164 その他の必要な事項。	
3.165 その他の必要な事項。	
3.166 その他の必要な事項。	
3.167 その他の必要な事項。	
3.168 その他の必要な事項。	
3.169 その他の必要な事項。	
3.170 その他の必要な事項。	
3.171 その他の必要な事項。	
3.172 その他の必要な事項。	
3.173 その他の必要な事項。	
3.174 その他の必要な事項。	
3.175 その他の必要な事項。	
3.176 その他の必要な事項。	
3.177 その他の必要な事項。	
3.178 その他の必要な事項。	
3.179 その他の必要な事項。	
3.180 その他の必要な事項。	
3.181 その他の必要な事項。	
3.182 その他の必要な事項。	
3.183 その他の必要な事項。	
3.184 その他の必要な事項。	
3.185 その他の必要な事項。	
3.186 その他の必要な事項。	
3.187 その他の必要な事項。	
3.188 その他の必要な事項。	
3.189 その他の必要な事項。	
3.190 その他の必要な事項。	
3.191 その他の必要な事項。	
3.192 その他の必要な事項。	
3.193 その他の必要な事項。	
3.194 その他の必要な事項。	
3.195 その他の必要な事項。	
3.196 その他の必要な事項。	
3.197 その他の必要な事項。	
3.198 その他の必要な事項。	
3.199 その他の必要な事項。	
3.200 その他の必要な事項。	
3.201 その他の必要な事項。	
3.202 その他の必要な事項。	
3.203 その他の必要な事項。	
3.204 その他の必要な事項。	
3.205 その他の必要な事項。	
3.206 その他の必要な事項。	
3.207 その他の必要な事項。	
3.208 その他の必要な事項。	
3.209 その他の必要な事項。	
3.210 その他の必要な事項。	
3.211 その他の必要な事項。	
3.212 その他の必要な事項。	
3.213 その他の必要な事項。	
3.214 その他の必要な事項。	
3.215 その他の必要な事項。	
3.216 その他の必要な事項。	
3.217 その他の必要な事項。	
3.218 その他の必要な事項。	
3.219 その他の必要な事項。	
3.220 その他の必要な事項。	
3.221 その他の必要な事項。	
3.222 その他の必要な事項。	
3.223 その他の必要な事項。	
3.224 その他の必要な事項。	
3.225 その他の必要な事項。	
3.226 その他の必要な事項。	
3.227 その他の必要な事項。	
3.228 その他の必要な事項。	
3.229 その他の必要な事項。	
3.230 その他の必要な事項。	
3.231 その他の必要な事項。	
3.232 その他の必要な事項。	
3.233 その他の必要な事項。	
3.234 その他の必要な事項。	
3.235 その他の必要な事項。	

二

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年8月16日から9月十五日まで

## 千葉県告示第三百七十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて適用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一項

第二項の規定により、ごち網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 一 制限措置の内容

漁業種類

ごち網漁業

船舶の総トン数

二トン未満

推進機関の馬力数

定めなし

漁業時期

四月一日から九月三十日まで

操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき区域

操業区域、漁業を営む者の資格

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域、漁業を営む者の資格

許可又は起業の認可をすべき船

操業区域、漁業を営む者の資格

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

共同漁業権共第四十四号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域

共同漁業権共第四十

四号の組合員行使権

者とのうちこの項の

操業区域の欄に掲げる操業区域に接する

地域に住所を有し、かつ、主機関が船外

機の漁船を使用する

共同漁業権共第四十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域

八号の組合員行使権

者とのうちこの項の

操業区域の欄に掲げる操業区域に接する

地域に住所を有し、かつ、主機関が船外

機の漁船を使用する

## 千葉県告示第三百八十号

千葉県知事 熊谷 俊人

## 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年八月十六日から九月十五日まで

## 千葉県告示第三百八十一号

千葉県知事 熊谷 俊人

## 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和四年八月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 二 路線名 百二十八号

## 一 道路の種類 一般国道

区間	前後別	敷地の幅員	延長	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	
				前	後
鴨川市小湊字 小湊山一八三 番二三地先から 字長谷四〇 二番二地先まで	前	四・〇二メートルから 六・七七メートルまで	九四・〇〇メートル		
	後	一一・〇一メートルから 四一・二三メートルまで	九四・〇〇メートル		

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 その関係図面は、千葉県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和四年八月十六日から三週間、縦覧に供する。

令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 一 道路の種類 県道

操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有し、かつ、主機関が船外機の漁船を使用する者